

資料2

学童保育について

1 学童保育事業の概要

学童保育は、小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）に就学している児童であって、その保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない場合等に、適切な遊び及び生活の場を与えてその児童の健全な育成を図ることを目的としている。

2 八千代市の学童保育について

運 営	民間事業者へ委託 全 5 事業者(内訳:株式会社 1, 社会福祉法人3, NPO 法人1)
開設場所	市内 24 ヶ所
開所日	日曜・祝日・年末年始を除く毎日
開所時間	通常授業日： 放課後～午後7時 長期休業日： 午前 7 時 30 分～午後 7 時 土曜日 : 午前 8 時～午後7時
保育料	月額 8,000 円 8 月は 11,000 円。おやつ代・教材代・保険料は別。 ※2 人以上入所の場合、最年少児以外は半額に減額。 ※経済状況によって減免制度あり。

3 申請状況について

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	開所箇所数 (支援単位数)	申請者数 (取下げ者等は除く)	入所者数	待機者数
令和 3 年度	25(38)	1,727	1,678	49
令和 4 年度	24(39)	1,936	1,771	165
令和 5 年度	25(41)	2,045	1,913	132
令和 6 年度	25(45)	2,208	2,115	93
令和 7 年度	24(47)	2,385	2,256	129
令和 8 年度	25(53)	2,549		

※令和 8 年度は第 1 期申請終了時点の人数。

4 整備状況について

令和 7 年度における新規開所及び定員増について(+125 名)

- ① みどりが丘学童保育所(南館)新設(+55 名)
- ② 勝田台学童保育所(+40 名)
- ③ 八千代台学童保育所新設(+30 名)

令和 8 年度における新規開所及び定員増について(予定)(+155 名)

- ① みどりが丘第二学童保育所新設(+120 名)
- ② 大和田西学童保育所(+15 名)
- ③ 南高津学童保育所(+10 名)
- ④ 西高津学童保育所(+10 名)

5 令和7年度の実施状況について

(1) 学童保育所利用方法の一部変更

いずれの学童保育所にも入所できず待機となっている場合、8 月に限り村上団地学童保育所もしくはゆりのき台第二学童保育所の利用を可能とした。

(2) 夏季休業期間における定員拡充

みどりが丘学童保育所において待機となっている児童に対し、夏季休業中は使用しない放課後子ども教室の場所を利用して夏季期間のみの受け入れを実施した。

(3) 学童保育所空調設備の更新

夏の猛暑対策として、八千代台東、村上、村上東、西高津、高津、八千代台西、睦学童保育所の空調設備の更新を実施済み。

(4) プロポーザルの実施

委託業者の株式会社明日葉との契約が令和 8 年 3 月 31 日までのため、プロポーザル方式で事業者選定を行い、次年度から委託する事業者を決定した。

(委託期間:令和 8 年度～令和 10 年度)

(5) 性被害防止に係る取組

こども性暴力防止法の成立にともない、学校や学童、塾などにおいてはこれまで以上に子どもを性被害から守る取組が広まっている。

市では、国の「性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金」を活用し、児童

の着替え場所の確保のためのパーテーション等を購入するための予算措置を講じた。

6 令和8年度以降の学童保育について

(1) みどりが丘第二小学校学童保育所の新設

令和8年度みどりが丘小の分離新設校として開校するみどりが丘第二小学校の校内の教室を利用し、令和8年4月1日から学童保育所の開所を予定している。

(2) 運営事業者について

※名称「学童保育所」略

○株式会社 明日葉…………10施設

高津	西高津	南高津	村上	村上東
村上北	村上団地	みどりが丘	新木戸なかよし	みどりが丘第二

○シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社…………6施設

大和田	大和田南	萱田	ゆりのき台第二	大和田西	睦
-----	------	----	---------	------	---

○社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会…………6施設

阿蘇米本	八千代台	八千代台西	八千代台東	勝田台	勝田台南
------	------	-------	-------	-----	------

○社会福祉法人 そのえだ…………1施設

上高野

○社会福祉法人 ひこばえ…………1施設

新木戸

○特定非営利活動法人 しおんの家…………1施設

緑が丘しおん

放課後子ども教室を開設している学校の学童については、事業者が同一であるという利点を生かした一体的な運営を実施していく。

(3) その他

入所児童決定後の待機児童数を鑑み、今般国から新たに示された「放課後児童対策パッケージ 2026」に基づいて、必要となる待機児童対策の検討・実施を進める。